



三重県公報

令和7年7月1日 (火)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
規 則			
51	委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則	(総 務 課)	2
52	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 企 画 課)	2
53	三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	18
企業庁管理規程			
8	三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	34
病院事業庁管理規程			
9	三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	34

規 則

委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和七年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十一号

委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則
委員会等の職員等に対する知事の権限の一部委任等に関する規則（昭和四十二年三重県規則第十六号）の一部
を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第一（第二条関係） (略) 教育長 一 五 (略) 六 三重県立学校体育施設の使用料に関する 条例（平成三十一年三重県条例第二号）の規 定による次の事務に関すること。 イ (略) ロ 第四条第二号の規定による照明設備及 び空調設備の使用料の決定及び徴収 (略)	別表第一（第二条関係） (略) 教育長 一 五 (略) 六 三重県立学校体育施設の使用料に関する 条例（平成三十一年三重県条例第二号）の規 定による次の事務に関すること。 イ (略) ロ 第四条第二号の規定による照明設備の 使用料の決定及び徴収 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公
布します。

令和七年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十二号

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則
三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則（昭和六十一年三重県規則第五十
号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別償却設備に係る所得の計算) 第一条 三重県半島振興対策実施地域における県税の特 例措置に関する条例（昭和六十一年三重県条例第四十 三号。以下「条例」という。）第二条第一号の当該特 別償却設備に係るものとして規則で定めるところに より計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれ ぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額とす る。 一 その行い主たる事業が電気供給業（電気事業法 （昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二 号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含 む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫	(設備に係る所得金額等の計算) 第一条 三重県半島振興対策実施地域における県税の特 例措置に関する条例（昭和六十一年三重県条例第四十 三号。以下「条例」という。）第二条第一号の当該設 備に係るものとして規則で定めるところにより計算 した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当 該各号に定める算式によつて計算した額とする。 一 その行い主たる事業が電気供給業（電気事業法 （昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二 号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含 む。）を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫

第1号様式（第2条関係）

年 月 日 県税事務所長 宛て	申 請 者	住 所	
		氏 名	
		個 人 番 号	
		生 年 月 日	年 月 日生
		事務所又は事業所の所在地	
		屋 号	
		電 話 番 号	
		事業の種類	
個人の事業税の不均一課税申請書 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第3条の規定により、次のとおり申請します。			
不均一課税を受けようとする年度		年 度	
当該特別償却設備（注1）を事業の用に供した日		年 月 日	
本県分の課税標準となる所得	(イ)	円	
本県内の事務所又は事業所の従業者の数	(ロ)	人	
当該特別償却設備に係る従業者の数	(ハ)	人	
当該特別償却設備に係るものと して計算した所得	(イ) × $\frac{(ハ)}{(ロ)}$ (ニ)	円	
三重県県税条例第48条の4に規定する税率	(ホ)	$\frac{100}{100}$	
不均一課税による税率	(ヘ)	$\frac{100}{100}$	
税 額	(ニ) × (ホ) (ト)	円	
	(ニ) × (ヘ) (チ)	円	
軽 減 税 額 (ト) - (チ)	(リ)	円	
既に軽減の確定した当該年度分の税額	(ヌ)	円	
この申請により軽減を受けようとする税額	(リ) - (ヌ)	円	

注 1 当該特別償却設備とは、三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第2条第1号に定めるものをいう。

2 この申請書は、課税地の県税事務所長に対し、2部提出すること。

第2号様式（第2条関係）

年月日 県税事務所長 宛て	申請者	所在地					
		法人名					
		代表者名					
		法人番号					
		この申請に 応答する 者の氏名		電話番号			
		事業の種類					
法人の事業税の不均一課税申請書 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第3条の規定により、次のとおり申請します。							
不均一課税を受けようとする事業年度	年 月 日から	年 月 日まで	申告納付期	年 月 日			
当該特別償却設備（注1）を事業の用に供した日				年 月 日			
主たる事業が電気供給業（注2）、ガス供給業又は倉庫業の場合	当該特別償却設備に係る固定資産の価額		（イ）	円			
	本県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額		（ロ）	円			
主たる事業が上記以外の場合	当該特別償却設備に係る従業者の数		（ハ）	人			
	本県内に有する事務所又は事業所の従業者の数		（ニ）	人			
区分	課税標準 （A） （注3）	$\frac{(イ)}{(ロ)}$ 又は $\frac{(ハ)}{(ニ)}$ （B）	当該特別償却設備に係る課税標準 （A）×（B）（C）	税率 （D）	税額 （C）×（D）	軽減税額	
所得	年 万円以下の金額 ①	円	円	$\frac{100}{100}$	円 （ホ）	円 （ホ）-（ヘ）	
				$\frac{100}{100}$	（ヘ）		
	年 万円を超え 年 万円以下の金額 ②				$\frac{100}{100}$	（ト）	円 （ト）-（チ）
					$\frac{100}{100}$	（チ）	

年 万円を超える金額 ③				$\frac{\quad}{100}$	(リ)	(リ) - (ヌ)
				$\frac{\quad}{100}$	(ヌ)	
計 ① + ② + ③		/		/	(ホ) + (ト) + (リ) (ル)	(ル) - (オ)
					(ヘ) + (チ) + (ヌ) (オ)	(ヨ)
軽減税率不適用 法人の金額				$\frac{\quad}{100}$	(ワ)	(ワ) - (カ)
				$\frac{\quad}{100}$	(カ)	(タ)
既に軽減の確定した当期分の税額 (レ)			円			
この申請により軽減を受けようとする税額 (ヨ) - (レ) 又は (タ) - (レ)			円			

- 注 1 当該特別償却設備とは、三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第2条第1号に定めるものをいう。
- 2 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。
- 3 「課税標準(A)」欄は、事業税の申告書の課税標準欄より、それぞれ該当する金額を転記すること。
- 4 この申請書は、課税地の県税事務所長に対し、2部提出すること。

第3号様式（第2条関係）

年 月 日 県税事務所長 宛て	申 請 者	住 所 (所在地)		
		氏 名 (名称及び) 代表者氏名)		
		個人番号又は 法人番号		
		この申請に 応答する者の氏 名	電話 番号	
		事業の種類		
不動産取得税の不均一課税申請書 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第3条の規定 により、次のとおり申請します。				
土 地	所 在 地			
	地 積	平方メートル		
	取 得 年 月 日	年 月 日		
	当該特別償却設備(注 1)の建設着工日	年 月 日		
	取 得 価 額	円		
家 屋	所 在 地			
	床 面 積	平方メートル		
	取 得 年 月 日	年 月 日		
	取 得 価 額	円		
事業の用に供した日		年 月 日		
当該特別償却設備の概要				

- 注 1 当該特別償却設備とは、三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第2条第1号に定めるものをいう。
- 2 この申請書は、課税地の県税事務所長に対し、2部提出すること。

第4号様式（第2条関係）

年 月 日 県税事務所長 宛て	申 請 者	住 所 (所在地)		
		氏 名 (名称及び 代表者氏名)		
		個人番号又は 法人番号		
		この申請に 応答する者の氏 名	電話 番号	
		事業の種類		
固定資産税の不均一課税申請書 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第3条の規定 により、次のとおり申請します。				
当該特別償却設備（注1）の所在地				
当該特別償却設備の取得年月日		年 月 日		
大規模 償却資 産の課 税標準 額	総 額			円
	市 町 課 税 標 準 額			円
	県 課 税 標 準 額			円
上記のうち不均一課税を受けようとする当該特別償却設備の課税標準額 (イ)				円
三重県県税条例第159条に規定する税率 (ロ)		100		
不均一課税による税率 (ハ)		100		
税 額	(イ) × (ロ) (ニ)			円
	(イ) × (ハ) (ホ)			円
この申請により軽減を受けようとする税額 (ニ) - (ホ)				円
当該特別償却設備の概要				

- 注 1 当該特別償却設備とは、三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第2条第1号に定めるものをいう。
- 2 この申請書は、課税地の県税事務所長に対し、2部提出すること。

第5号様式（第3条関係）

税第 号
年 月 日

様

県税事務所長

印

個人の事業税の不均一課税決定通知書

年 月 日付けの申請に係る個人の事業税の不均一課税について、
次のとおり決定した
下記の理由により認められないので三重県半島振興対策実施地域における県税の特
例措置に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

申 請 に 係 る 年 度		年度
当該特別償却設備を事業の用に供した日		年 月 日
本県分の課税標準となる所得 (イ)		円
本県分の事務所又は事業所の従業者数 (ロ)		人
当該特別償却設備に係る従業者数 (ハ)		人
当該特別償却設備に係るもの (イ) × $\frac{(ハ)}{(ロ)}$ (ニ) として計算した所得		円
三重県県税条例第48条の4に規定する税率 (ホ)		$\frac{100}{100}$
不均一課税による税率 (ヘ)		$\frac{100}{100}$
税 額	(ニ) × (ホ) (ト)	円
	(ニ) × (ヘ) (チ)	円
軽減する税額 (ト) - (チ) (リ)		円
既に軽減の確定した当該年度分の税額 (ヌ)		円
この通知により軽減する税額 (リ) - (ヌ)		円
不均一課税で きない理由		

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第6号様式（第3条関係）

税第 号
年 月 日

様

県税事務所長

印

法人の事業税の不均一課税決定通知書

年 月 日付けの申請に係る法人の事業税の不均一課税について、三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則第3条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。
認められない

申請に係る事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		申 告 区 分	
当該特別償却設備を事業の用に供した日	年 月 日 (次)	年 月 日 (次)	年 月 日 (次)	
当該特別償却設備に係る従業者の数、固定資産の価額 本県内に有する事務所又は事業所に係る従業者の数、固定資産の価額			(イ) 率	(イ) / (ロ)
区 分	課税標準 (円) ②	当該特別償却設備に係る課税標準 (円) ① × ②	税率 (%)	税 額 (円)
所 得	年 下の金額 万円以下 ①		税 額	
	年 下の金額 万円超 万円以下 ②		税 額	
	年 の金額 万円超 ③		税 額	
	計 ①+②+③ (ハ)		税 額	
	軽減税率不適用法人の税額 (ニ)		税 額	
既に軽減の確定した当期分の税額 (ホ)				
この通知により軽減する税額 (ハ) - (ホ) 又は (ニ) - (ホ)				
不均一課税できない理由				

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第7号様式（第3条関係）

税第 号
年 月 日

様

県税事務所長

印

不動産取得税の不均一課税決定通知書

年 月 日付けの申請に係る不動産取得税の不均一課税について、

次のとおり決定した
下記の理由により認められないので三重県半島振興対策実施地域における県税の特

例措置に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

不均一課税の対象となる土地及び家屋に係る課税標準の計算

区 分		今回取得した不動産	左記のうち不均一課税の対象となるもの	
土 地	地 積	平方メートル	平方メートル	
	評 価 額	円	円	
	課 税 標 準 a	円	円(A)	
	税 額 $a \times \frac{1}{100}$	円		
	所 在 地			
取 得 年 月 日	年 月 日	当該特別償却設備 の建設着工日	年 月 日	
家 屋	床 面 積	平方メートル	平方メートル	
	評 価 額	円	円	
	課 税 標 準 b	円	円(B)	
	税 額 $b \times \frac{1}{100}$	円		
	所 在 地			
取 得 年 月 日	年 月 日			

不均一課税により軽減する税額の計算

区分	不均一課税の対象となる土地及び家屋に係る課税標準 (C)	税率	三重県県税条例第61条(同条例附則第16条に該当する場合にあっては同条)に規定する税率 (D)	税額	(C) × (D)	軽減税額
			不均一課税の税率 (E)		(C) × (E)	
土地	(A) 円		$\frac{100}{100}$		円 (イ)	円 (イ) - (ロ)
			$\frac{100}{100}$		(ロ)	
家屋	(B)		$\frac{100}{100}$		(ハ)	(ハ) - (ニ)
			$\frac{100}{100}$		(ニ)	
計			/		(イ) + (ハ) (ホ)	(ホ) - (ヘ)
					(ロ) + (ニ) (ヘ)	
不均一課税できない理由						

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第8号様式（第3条関係）

税第 号
年 月 日

様

県税事務所長

印

固定資産税の不均一課税決定通知書

年 月 日付けの申請に係る固定資産税の不均一課税について、
次のとおり決定した
下記の理由により認められないので三重県半島振興対策実施地域における県税の特
例措置に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

当該特別償却設備の所在地		
当該特別償却設備の取得年月日		年 月 日
大規模償却 資産の 課税標準額	総 額	円
	市 町 課 税 額 標 準 額	円
	県 課 税 額 標 準 額	円
上記のうち、不均一課税する当該特別償却設備の課税標準額 (イ)		円
三重県県税条例第159条に規定する税率 (ロ)		100
不均一課税による税率 (ハ)		100
税 額	(イ) × (ロ) (ニ)	円
	(イ) × (ハ) (ホ)	円
この通知により軽減する税額 (ニ) - (ホ)		円
不均一課税できない理由		

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第9号様式（第4条関係）

税第 号
年 月 日

様

県税事務所長

印

県税の不均一課税取消し通知書

年 月 日付けで通知した県税の不均一課税について、三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第4条の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

不均一課税の決定を受けた者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
不均一課税を取り消す税目		
不均一課税の取消しに係る課税標準額		円
不均一課税の取消しに係る税額		円
取消理由		

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則(次項において「旧規則」という。)に基づき提出されている申請書は、改正後の三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則に基づき提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に、旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年七月一日

三重県知事 一 貝 勝 之

三重県規則第五十三号

三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則(平成五年三重県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特別償却設備に係る所得の計算)	(設備に係る所得金額等の計算)
<p>第一条 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例(平成五年三重県条例第十九号。以下「条例」という。)第二条第一号イの当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額とする。</p> <p>一 その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和二十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。以下同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合</p> <p style="text-align: right;">当該特別償却設備に係る 固定資産の価額</p> <p>県内において当該法人に課する事業税の課税標準とな</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p>るべき当該事業年度に係る所得</p> <p style="text-align: right;">当該特別償却設備設置者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては当該固定資産の価額のうち製造業、旅館業、情報サービス業又は離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号)第1条に掲げ</p>	<p>第一条 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例(平成五年三重県条例第十九号。以下「条例」という。)第二条第一号イの当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額とする。</p> <p>一 その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和二十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。))を除く。以下同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合</p> <p style="text-align: right;">当該新設し、又は増設した設備に係る固定資産の 価額</p> <p>県内において当該法人に課する事業税の課税標準とな</p> <p style="text-align: center;">×</p> <p>るべき当該事業年度に係る所得</p> <p style="text-align: right;">当該設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては当該固定資産の価額のうち製造事業用、旅館業用、情報サービス業用又は離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1</p>

<p>る事業の用に供する設備に係る固定資産の価額)</p> <p>11 振込金の算入</p> <p>県内において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は年に係る所得</p> <p>2・3 (算)</p>	<p>号) 第1条に掲げる事業用の設備に係る固定資産の価額)</p> <p>11 振込金の算入</p> <p>県内において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得</p> <p>2・3 (算)</p>
--	---

振込金の算入は、当該事業年度の課税標準となるべき所得に算入される。

第1号様式（第3条関係）

受付印 年 月 日 県税事務所長 宛て	申 請 者	住 所	
		氏 名	
		個 人 番 号	
		生 年 月 日	年 月 日生
		事務所又は事業所の所在地	
		屋 号	
		電 話 番 号	
		事業の種類	
個人の事業税の課税免除申請書 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。			
課税免除を受けようとする年度		年度	
本県分の課税標準となる所得 (イ)		円	
製造業、旅館業、 情報サービス業 等の事業の用に 供する当該特別 償却設備を新設 し、又は増設し た者	当該特別償却設備（注1）を事業の用に供した日	年 月 日	
	本県内の事務所又は事業所の従業者数 (ロ)	人	
	当該特別償却設備に係る従業者数 (ハ)	人	
	当該特別償却設備に係る所得 (イ) × $\frac{(ハ)}{(ロ)}$ (ニ)	円	
畜産業、水産業 又は薪炭製造業 を行う者	事業を行った延労働日数 (ホ)	日	
	(ホ)のうち自家労力による延労働日数 (ヘ)	日	
	$\frac{(ヘ)}{(ホ)}$		
税 率 (ト)	$\frac{100}{\quad}$		
課税免除を受けようとする税額 (ニ) × (ト) 又は (イ) × (ト)		円	

注 1 当該特別償却設備とは、三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第2条第1号に定めるものをいう。

2 この申請書は、課税地の県税事務所長に対し、2部提出すること。

第2号様式（第3条関係）

受付印 年 月 日 県税事務所長 宛て	申 請 者	所在地				
		法人名				
		代表者氏名				
		法人番号				
		この申請に応答する者の氏名		電話番号		
		事業の種類				
法人の事業税の課税免除申請書 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。						
課税免除を受けようとする事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	申告納付期	限	年 月 日		
当該特別償却設備（注1）を事業の用に供した日			年 月 日			
主たる事業が電気供給業（注2）、ガス供給業又は倉庫業の場合	当該特別償却設備に係る固定資産の価額（イ）	円				
	本県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（ロ）	円				
主たる事業が上記以外の場合	当該特別償却設備に係る従業者の数（ハ）	人				
	本県内に有する事務所又は事業所の従業者の数（ニ）	人				

区 分		課税標準 ④ (注3)	(イ)又は(ハ) (ロ)又は(ニ) ⑤	当該特別償却設備に係る課税標準 ④×⑤	税率	課税免除による 課税額
所 得	年 万円以下 の金額 ①	円		円	100	円
	年 万円超年 万 円以下の金額 ②				100	
	年 万円超の 金額 ③				100	
	計 ①+②+③ (ホ)		/		/	
	軽減税率不適用法人 の金額 (ヘ)				100	
既に課税免除の確定した当期分の額 (ト)					/	
この申請により課税免除を受けようとする額 (ホ)－(ト)又は(ヘ)－(ト)					/	

- 注 1 当該特別償却設備とは、三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第2条第1号に定めるものをいう。
- 2 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。
- 3 「課税標準④」欄は、事業税の申告書の課税標準欄から、それぞれ該当する金額を転記すること。
- 4 この申請書は、課税地の県税事務所長に対し、2部提出すること。

第3号様式（第3条関係）

受付印 年 月 日 県税事務所長 宛て	申 請 者	住 所 (所在地)				
		氏 名 (名称及び 代表者氏 名)				
		個人番号又は 法人番号				
		この申請に 応答する者の氏 名		電話 番号		
		事業の種類				
不動産取得税の課税免除申請書 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第3条第1項 の規定により、次のとおり申請します。						
土 地	所 在 地					
	地 積	平方メートル				
	取 得 年 月 日	年 月 日				
	当該特別償却設備（注 1）の建設着工日	年 月 日				
家 屋	所 在 地					
	床 面 積	平方メートル				
	取 得 年 月 日	年 月 日				
	取 得 価 額	円				
事業の用に供した日		年 月 日				
当該特別償却設備の概要						

- 注 1 当該特別償却設備とは、三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第2条第1号に定めるものをいう。
- 2 この申請書は、課税地の県税事務所長に対し、2部提出すること。

第4号様式（第3条関係）

受付印 年 月 日 県税事務所長 宛て	申 請 者	住 所 (所在地)				
		氏 名 (名称及び 代表者氏 名)				
		個人番号又は 法人番号				
		この申請に 応答する者の 氏名		電話 番号		
		事業の種類				
固定資産税の課税免除申請書 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第3条第1項 の規定により、次のとおり申請します。						
当該特別償却設備（注 1）の所在地						
当該特別償却設備の取 得年月日		年 月 日				
大規模償 却資産の 課税標準 額	総 額				円	
	市 町 課 税 標 準 額				円	
	県 課 税 標 準 額				円	
上記のうち、課税免除 を受けようとする当該 特別償却設備の課税標 準額					円	
課税免除を受けよう とする税額					円	
当該特別償却設備の概 要						

- 注 1 当該特別償却設備とは、三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第2条第1号に定めるものをいう。
- 2 この申請書は、課税地の県税事務所長に対し、2部提出すること。

第5号様式（第3条関係）

税第 号
年 月 日

様

県税事務所長

印

個人の事業税の課税免除決定通知書

年 月 日付けの申請に係る個人の事業税の課税免除について、三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第3条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。
認められない

申請に係る年度	年度	
区 分	課 税 標 準	税 額
課税免除前の所得及び税額	円	円
課税免除する税額等		
課税免除後の税額等		

課税免除する税額の計算

本県分の課税標準となる所得	(イ)	円
本県内の事務所又は事業所の従業者数	(ロ)	人
当該特別償却設備に係る従業者数	(ハ)	人
当該特別償却設備に係るものとして計算した所得	$(イ) \times \frac{(ハ)}{(ロ)}$ (ニ)	円
税 率	(ホ)	$\frac{100}{}$
課税免除する税額	(ヘ)	円
既に課税免除の確定した当該年度分の税額	(ト)	円
この通知による課税免除の税額	(ヘ) - (ト)	円
課 税 免 除 できない理由		

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第6号様式（第3条関係）

税第 号
年 月 日

様

県税事務所長

印

法人の事業税の課税免除決定通知書

年 月 日付けの申請に係る法人の事業税の課税免除について、三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第3条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。
認められない

申請に係る事業年度		年 月 日から 年 月 日まで		申告区分	
当該特別償却設備を事業の用に供した日		年 月 (次) 日	年 月 (次) 日	年 月 (次) 日	
当該特別償却設備に係る従業者の数、固定資産の価額 本県内に有する事務所又は事業所に係る従業者の数、固定資産の価額 按 分 率 (イ) / (ロ) $\frac{(イ)}{(ロ)}$					
区 分		課税標準 (円) \textcircled{B}	当該特別償却設備に係る課税標準 (円) $\textcircled{A} \times \textcircled{B}$	税率 (%)	税額 (円)
所得	年下の金額 万円以下 $\textcircled{1}$			税額	
	年下の金額 万円超 万円以下 $\textcircled{2}$			税額	
	年の金額 万円超 $\textcircled{3}$			税額	
	計 $\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3}$ (ハ)			税額	
	軽減税率不適用法人の税額 (ニ)			税額	
既に課税免除の確定した当期分の税額 (ホ)					
この通知により課税免除する税額		(ハ) - (ホ) 又は (ニ) - (ホ)			
課税免除できない理由					

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第7号様式（第3条関係）

税第 号
年 月 日

様

県税事務所長

印

不動産取得税の課税免除決定通知書

年 月 日付けの申請に係る不動産取得税の課税免除について、三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第3条第2項の規定により、次のとおり ^{決定しました} _{認められない} ので通知します。

区 分		課 税 標 準	税 額
土 地	課税免除前の評価額及び税額	円	円
	課税免除する税額等		
	課税免除後の税額等		
家 屋	課税免除前の税額等		
	課税免除する税額等		
	課税免除後の税額等		

課税免除する税額の計算

土 地	所 在 地	
	地 積	平方メートル
	取 得 年 月 日	年 月 日
地	当該特別償却設備の建設着工日	年 月 日

	評 価 額 (A)	円
	税 額 $(A) \times \frac{1}{100}$	円
家	所 在 地	
	床 面 積	平方メートル
	取 得 年 月 日	年 月 日
屋	評 価 額 (B)	円
	税 額 $(B) \times \frac{1}{100}$	円
課税免除できない理由		

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第8号様式（第3条関係）

税第 号
年 月 日

様

県税事務所長

印

固定資産税の課税免除決定通知書

年 月 日付けの申請に係る固定資産税の課税免除について、三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第3条第2項の規定により、次のとおり 決定しました 認められない ので通知します。

当該特別償却設備の所在地		
当該特別償却設備の取得年月日		年 月 日
大規模償却資産の課税標準額	総 額	円
	市町課税標準額	円
	県課税標準額	円
上記のうち、課税免除する当該特別償却設備の課税標準額		円
課税免除する税額		円
課税免除できない理由		

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第9号様式（第4条関係）

税第 号
年 月 日

様

県税事務所長

印

県税の課税免除取消通知書

年 月 日付けで通知した県税の課税免除について、三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例第4条の規定により、次のとおり取り消したので通知します。

課税免除の決定を受けた者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
課税免除を取り消す税目		
課税免除を取り消す税額		円
取消しの理由		

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）に基づき提出されている申請書は、改正後の三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例施行規則に基づき提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に、旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

企業庁管理規程

三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年七月一日

三重県企業庁長 河北 智之

三重県企業庁管理規程第八号

三重県企業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程

三重県企業庁職員服務規程（昭和四十九年三重県企業庁管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児休業等) 第十六条の二 (略) 2 (略) 3 <u>給与条例第十九条第二項の一年につき管理者が指定する時間は、七十七時間三十分とする。</u> 4 前三項に定めるもののほか、育児休業等については、職員の育児休業等に関する条例の適用を受ける職員の例による。	(育児休業等) 第十六条の二 (略) 2 (略) 3 前二項に定めるもののほか、育児休業等については、職員の育児休業等に関する条例の適用を受ける職員の例による。

附 則

- 1 この管理規程は、令和七年十月一日から施行する。
- 2 この管理規程の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの管理規程による改正後の三重県企業庁職員服務規程第十六条の二第三項の規定の適用については、同項中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」とする。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年七月一日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

三重県病院事業庁管理規程第九号

三重県病院事業庁職員服務規程の一部を改正する管理規程

第一条 三重県病院事業庁職員服務規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(育児又は介護を行う病院事業職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業庁長は、要介護者(病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号。以下「給与条例」という。))第二十二條第二項に規定する要介護者をいう。第二十三條第十二号において同じ。)のある病院事業職員が、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第二十三條 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により病院事業職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一〜十一 (略)</p> <p>十二 要介護者の介護その他の事業庁長が定める世話をを行う当該病院事業職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>一の年における五日(要介護者が二人以上の場合にあつては、十日)の範囲内の期間</p> <p>十三〜二十三 (略)</p> <p>(介護休暇)</p>	<p>(育児又は介護を行う病院事業職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業庁長は、第二十三條第十二号に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある病院事業職員が、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第二十三條 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により病院事業職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一〜十一 (略)</p> <p>十二 病院事業職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母、二親等の血族、配偶者の父母を除く一親等の姻族、当該病院事業職員と同居している二親等の姻族及び当該病院事業職員と同居している配偶者の父母の配偶者(第三十條の四第一項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この号及び第二十四條において「要介護者」という。)の介護その他の事業庁長が定める世話をを行う当該病院事業職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>一の年における五日(要介護者が二人以上の場合にあつては、十日)の範囲内の期間</p> <p>十三〜二十三 (略)</p> <p>(介護休暇)</p>
<p>第二十四條 事業庁長は、病院事業職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、介護休暇(給与条例第二十二條第二項に規定する介護休暇をいう。以下同じ。)を承認することができる。</p> <p>2 給与条例第二十二條第二項の管理者が指定する者は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 二親等の血族及び配偶者の父母を除く一親等の姻族</p>	<p>第二十四條 介護休暇は、病院事業職員が要介護者の介護をするため、勤務時間条例の適用を受ける職員の例により、病院事業職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>

<p>二 病院事業職員と同居している二親等の姻族及び病院事業職員と同居している配偶者の父母の配偶者</p>	
<p>3 給与条例第二十二條第二項の管理者が指定する期間は、二週間以上の期間とする。</p>	
<p>4 給与条例第二十二條第二項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（第二十五條第五項において「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を第二十五條第五項に規定する介護休暇簿に記入して、所属長に対し行わなければならない。</p>	<p>2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</p>
<p>5 前各項、第二十五條第五項及び第六項並びに第二十六條第一項に定めるもののほか、介護休暇については、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。 (介護時間)</p>	<p>(介護時間)</p>
<p>第二十四條の二 事業庁長は、病院事業職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、介護時間（給与条例第二十二條第二項に規定する介護時間をいう。次項、第二十五條第七項及び第二十六條第一項において同じ。）を承認することができる。</p>	<p>第二十四條の二 介護時間は、病院事業職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一継続する状態にとり、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>
<p>2 前項、第二十五條第七項及び第二十六條第一項に定めるもののほか、介護時間については、勤務時間条例の適用を受ける職員の例による。 (育児休業等)</p>	<p>2 介護時間の期間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。 (育児休業等)</p>
<p>第三十條 事業庁長は、病院事業職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、部分休業（給与条例第二十二條第二項に規定する部分休業をいう。）を承認することができる。</p>	<p>第三十條 事業庁長は、病院事業職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）を承認することができる。</p>
<p>2 給与条例第二十二條第二項のその他これらに準ずる者として管理者が別に定める者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第二條の二に定める者とする。</p>	<p>2 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十年三重県条例第五十号）第二十二條第二項のその他これらに準ずる者として管理者が定める者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）第二條の二に定める者とする。</p>
<p>3 前二項に定めるもののほか、育児休業等については、職員の育児休業等に関する条例の適用を受ける職員の例による。 (高齢者部分休業)</p>	<p>3 前項に定めるもののほか、育児休業等については、職員の育児休業等に関する条例の適用を受ける職員の例による。 (高齢者部分休業)</p>
<p>第三十條の三 事業庁長は、病院事業職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、高齢者部分休業（給与条例第二十二條第二項に規定する高齢者部分休業をいう。次項において同じ。）を承認することができる。</p>	<p>第三十條の三 事業庁長は、病院事業職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、高齢者部分休業（病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二十二條第二項に規定する高齢者部分休業をいう。次項において同じ。）を承認することができる。</p>
<p>2 (略) (配偶者等が介護を必要とする状況に至った病院事業職員に対する意向確認等)</p>	<p>2 (略) (配偶者等が介護を必要とする状況に至った病院事業職員に対する意向確認等)</p>

<p>第三十条の四 事業庁長は、病院事業職員が<u>給与条例第二十二</u>条第二項に規定する配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者が当該病院事業職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該病院事業職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該病院事業職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第三十条の四 事業庁長は、病院事業職員が<u>配偶者等</u>が当該病院事業職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該病院事業職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該病院事業職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

第二条 三重県病院事業庁職員服務規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業等) 第三十条 (略) 2 (略)</p>	<p>(育児休業等) 第三十条 (略) 2 (略)</p>
<p>3 <u>給与条例第二十二</u>条第二項の一年につき管理者が指定する時間は、<u>七十七時間三十分</u>とする。</p>	<p>3 <u>前二項</u>に定めるもののほか、育児休業等については、職員の育児休業等に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p>
<p>4 <u>前三項</u>に定めるもののほか、育児休業等については、職員の育児休業等に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>3 <u>前二項</u>に定めるもののほか、育児休業等については、職員の育児休業等に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p>

附 則

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年十月一日から施行する。
- 2 この管理規程の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第二条の規定による改正後の三重県病院事業庁職員服務規程第三十条第三項の規定の適用については、同項中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」とする。

発 行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>